

神戸市防災福祉コミュニティ提案型助成企画審査マニュアル

令和3年4月6日

神戸市消防局

－ 項 目 －

- 1 趣 旨
- 2 審査の基本的な考え方
- 3 審査に関する事項
 - (1) 審査会の組織
 - (2) 審査の方法
 - (3) 変更申請の審査
- 4 審査結果の通知及び公表
 - (1) 結果の通知
 - (2) 結果の公表
- 5 スケジュール
- 6 別表・様式
 - 別表第1 審査会委員名簿
 - 別表第2 企画審査項目表
 - 様式1 企画審査採点表
 - 様式2 企画審査表(新規)
 - 様式3 企画審査表(変更)

1 趣 旨

神戸市防災福祉コミュニティ育成事業実施要綱（以下「要綱」という。）第 12 条に規定する提案型活動助成については、明確かつ公平な方法で助成するため、要綱第 15 条に規定する防災福祉コミュニティ提案型助成企画審査委員会（以下「審査会」という。）を設置し助成対象候補及び助成すべき額を審査するものとしており、神戸市防災福祉コミュニティ育成実施要領（以下「要領」という。）第 2 条から第 7 条において審査会の細目を定めている。

このマニュアルは、要綱及び要領で定めている審査会に関して、具体的な審査要領及び審査に関する様式等をまとめたものであり、審査会ではこのマニュアルに沿って審査を行うものとする。

2 審査の基本的な考え方

審査会では、提案型活動として申請された企画について、その企画が提案型活動の趣旨に合致するかどうかを総合的に判断し、定められた審査項目について、企画ごとに採点による審査を行う。その結果、総合得点の上位のものから予算の範囲内で助成対象候補及び助成すべき額を審査し決定するものとする。

なお、審査項目は「地域特性」「先駆性」「地域貢献性」「実用性（効果）」「連携性」「将来性」「具体性」の各項目として、各委員は、それぞれの項目の審査内容に応じて審査し採点を行う。

3 審査に関する事項

(1) 審査会の組織

要領第 2 条で定める審査会の委員については別表第 1 「審査会委員名簿」のとおりとする。

(2) 審査の方法

ア 審査は、要綱第 14 条に基づき提出のあった要領様式第 2 号の 2 「防災福祉コミュニティ提案型活動助成申請書」及び「活動企画書」（以下「申請書類」という。）を基に行う。

イ 各委員は、各申請企画につき、別表第 2 「企画審査項目表」に基づき採点し、その結果を様式 1 「企画審査採点表」に記載する。

ウ 各審査項目について、配点(内訳)の 7 割を標準点とする。

エ 委員のうち一人でも合計点が 4 割未満の企画は審査会で審査し、明白な理由がある場合、候補対象外とすることができる。

オ 各委員の採点を集計し、総合得点上位から予算の範囲内で助成対象候補及び助成すべき額を審査し決定する。

- カ 採点集計の結果、総合得点が同点で助成対象の決定の可否に係る順位の場合には、該当企画につき、委員協議の上「総合評価」点を加味し評価を行う。この場合であってもなお同点の場合、議長の決するところによる。
- キ 減額査定を行う場合は、減額及び減額対象が適当か審査し、出席議員の過半数の議決により決定する。
- ク 各申請には1企画ごとに様式2「企画審査表(新規)」を付し、審査結果等を記載する。

(3) 変更申請の審査

- ア 変更審査は、要綱第18条に基づき提出のあった要領様式第5号「防災福祉コミュニティ提案型活動助成変更申請書」及び「活動企画書」を基に行う。
- イ 変更審査にあたっては、先に審査された変更前の申請書類、採点結果等と照らし合わせ、変更することが要綱第12条に定める目的に適切かどうかを審査し、出席議員の過半数の議決により、承認(条件付含む)又は否認を決定する。
- ウ 各変更申請には1企画ごとに様式3「企画審査表(変更)」を付し、審査結果等を記載する。否認及び条件付承認の審査結果については、その査定理由を明記する。

4 審査結果の通知及び公表

(1) 結果の通知

委員長は審査結果を消防局長へ報告し、消防局長は審査結果を基に助成対象及び助成額を決定する。

なお、消防局長は上記の結果を各消防署長に通知し、各消防署長は要領様式第3号の2「防災福祉コミュニティ提案型活動助成交付決定書」により申請者に対して、助成金の交付又は不交付の決定を通知する。

また、変更申請の審査結果についても同様に、要領様式第6号「防災福祉コミュニティ提案型活動助成変更結果通知書」により申請者に通知する。

(2) 結果の公表

審査の結果、採用となった事業については、消防局ホームページを通じて市民に公表する。この場合、市民が提案型事業として以後の活動の参考になるような形で公表するよう努める。

5 スケジュール

提案型活動助成に係る標準的な審査事務スケジュールは次のとおりとする。

5月	申請の受付 <ul style="list-style-type: none">・申請締め切り：5月31日・提出書類の集約
6月	審査会の開催 <ul style="list-style-type: none">・審査会の開催、審査・結果の取りまとめ
7月	結果の通知 <ul style="list-style-type: none">・交付又は不交付の決定通知
8月	内容の公表 <ul style="list-style-type: none">・採用内容等のホームページでの公表・その他広報誌等での公表
随時	変更の申請 <ul style="list-style-type: none">・採用団体から変更の申請届出・変更審査会の開催、審査・結果の通知

6 別表
別表第1

審査会委員名簿

区 分	所 属
委員長	消 防 局 予 防 部 予 防 課 長
委 員	予 防 課 地 域 防 災 支 援 係 長
委 員	予 防 課 予 防 係 長
委 員	予 防 課 調 査 係 長
委 員	総 務 課 企 画 係 長
委 員	警 防 課 警 防 係 長
委 員	消 防 団 支 援 課 消 防 団 係 長
委 員	救 急 課 救 急 企 画 係 長
委 員	市民防災総合センター特別消防係長

企画審査項目表

【個別評価】

審査項目	配点	内訳	審査内容
①地域特性	20	20	地域特性に応じたものか ・地理的要因（沿岸・山間・狭隘地など） ・人的要因（高齢者・外国人・子供など） ・物的要因（地域事業所・建造物など）
②先駆性	20	10	斬新で先進的な取り組みか
		5	地域住民の参加を促進するような工夫がみられるか
		5	時代適合性
③地域貢献性	10	10	地域ニーズに合致するか ・恩恵を受ける住民数、エリア ・住警器普及、清掃活動など地域への貢献など
④実用性(効果)	20	10	災害対応活動に实际的・効果的か ・防災技術の普及・向上 ・防災知識の普及・向上 ・防火・津波対策など具体策 など
		10	助成による効果が明快か ・助成に対する活動成果の妥当性 など
⑤連携性	10	5	地域住民と地域団体との連携が促進されるか ・事業所との連携 ・NPOとの連携 ・その他関係団体との連携 など
		5	防災と福祉の連携が図られているか
⑥将来性	10	5	将来とも活動が継続して実施できるか
		5	若者参加の促進が図られているか
⑦具体性	10	10	計画の具体性 ・実現可能な計画か など
合計	100		

【総合評価】 個別評価で採用決議ができない場合、総合評価の得点を加味する。

審査項目	配点	委員全員による評価項目
⑧総合評価	10	企画内容以外で地域やテーマ等を考慮した評価
総合計		

